

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	李 鳴
主 論 文 題 名： 第三者のためにする生命保険契約本質論				
(内容の要旨)				
1 研究の目的 本論文は、主に保険法における第三者のためにする生命保険契約およびそれと関係する固有事項についての研究である。改正前商法のもとで、「他人のためにする生命保険契約」をテーマとする研究が数多く先行されてきたが、本論文においては、特に従来から注目されているもの、これまで展開されてきた法律論争に立法的な決着がついたもの、あるいは保険法に明確な規定が設けられておらず、引き続き解釈論や約款に委ねられている主要な論点を取り上げて、理論と実務の両視点から、第三者のためにする生命保険契約の本質と法理を明らかにすることを目的としている。また、本論文では、日本の保険法の研究を通じて習得した分析手法や洞察力により、日本の立法論・解釈論から得た示唆に基づき、中国保険法の全体系において必ずしも明確に整理されていない第三者のためにする生命保険契約についても研究を加え、その解明を試みた。 本研究により、保険法の研究者が保険実務の実態を理解するとともに、保険実務者が保険法の立法趣旨、理論構成を正しく理解し、実務運営により的確に反映するための一助となればと願うものである。				
2 研究方法 本論文の各章において、おおむね以下の手順で行った。 第一に、まず、総説において関連用語ないし基本的概念、立法趣旨ないし改正趣旨および関連規定の概要を説明する。 第二に、ロエスレル草案まで遡って立法の変遷を追跡し、当初の立法趣旨および改正前商法規定の理論構成を確認するとともに、比較法的見地から改正前商法規定の立法や解釈に大いに参考とされてきた欧州大陸諸国および英米その他の国の立法現状ないし立法動向を概観し、必要な場合は詳細に記述する。 第三に、改正前商法のもとに存在していた主要な問題点を取り上げたうえで、それに関する学説や重要な判例・裁判例を振り返りながら整理し、特に保険法改正に繋がる解釈論的・立法論的な議論に主眼を置き、保険法改正の背景を探求する。 第四に、保険法に先立った研究会で行われた諸立法試案を含め、保険法の制定に至るまでの立法過程における主な議論、審議状況を確認しながら規定の趣旨を正確に把握する。 第五に、関連規定を精緻に吟味し、新しい保険法のもとでの理論構成を分析するとともに、改正前商法の相違点を分析し、保険法による実質的な改正点を明らかにする。また、必要に応じて保険業法や監督指針、民法、民事執行法、破産法等他の法律との関連性についても言及する。さらに、規律に至らずに、解釈等に委ねられている事項についても、これまでの学説や判例・裁判例に照らしながら、保険法の趣旨に基づいて、解釈を試みる。				

最後に、改正前商法のもとでの保険実務および保険法の成立・施行の保険実務への影響、生命保険会社の対応などを紹介するとともに、規定の特色、意義を評価したうえ、今後に残された課題を指摘し、若干の展望を加えて各章のむすびにかえることとする。

その他、第7章において、保険金受取人先死亡の場合における保険金請求権の帰属についての保険契約者の真意を探るという視点に立脚し、国別アンケートにより保険契約者の一般的意識に関する調査を行った。

3 論文の構成および研究内容の概説

本論文は、序章、本論（10章）、終章の合計12章よりなり、合計356頁約43万字である。以下において、本論の部分について概説する。

第1章（第三者のためにする生命保険契約の特質）

第三者のためにする生命保険契約は、保険法上、損害保険契約との共通事項であり、民法上の第三者のためにする契約の一種として位置づけられている。したがって、本章では、民法上の第三者のためにする契約の立法上の変遷（含む立法上参照とされた外国法）を追跡したうえ、民法上の第三者のためにする契約および第三者のためにする損害保険契約と比較しながら、第三者のためにする生命保険契約の特質を明らかにした。

第2章（被保険者の同意）

保険法は、第三者のためにする生命保険契約を含む他人の死亡保険契約について、①契約の締結時、②契約成立後の保険金受取人の変更時、および③保険事故発生前の保険給付請求権の譲渡・質入れ時に効力要件としての被保険者の同意を必要としている。本章では、まず被保険者の同意を必要とする立法趣旨、三つの弊害（モラル・リスク、賭博保険、人格権侵害）防止の立法例、それぞれの仕組み、法理、相違点および改正点を考察した。

第3章（被保険者による解除請求）

本章は第2章に関連するものである。被保険者による解除請求は、モラル・リスク防止を強化するために創設された新しい制度であり、外国に類似の立法例がみられず、日本の保険法上の特色の一つである。本章では、同制度の創設経緯、立法趣旨等を明らかにしたうえで、当該制度の仕組み、法理、解除請求の法定事由や重大事由による解除との関連性を考察するとともに、実効性の課題を指摘した。

第4章（保険金受取人の指定）

保険法上、保険金受取人指定の有無にかかわらず、保険契約締結時には保険金受取人が定められていることを前提とする理由で、「指定」という文言を使用しないこととされている。しかし、理論上、第三者のためにする生命保険契約を締結するには保険金受取人の指定が必要とされ、現在の実務上も依然として存在し、かつそれに関するトラブルが生じやすいことから、その理論構成を確認する意義があると考えられる。したがって、本章では、保険金受取人指定の有効性、表示行為などをめぐる解釈について改めて検証した。

第5章（生前の意思表示による保険金受取人の変更）

保険法には、保険金受取人の変更について、生前の意思表示による変更と遺言による変更の二つの異なる法的類型の規律が存在している。本章は、保険契約者の生前の意思表示による保険金受取人の変更に関する内容である。改正前商法の規定上、保険金受取人変更の効力発生要件などについて必ずしも明確ではなかったため、保険法はそれを全面的に見直していた。本章では、主として保険金受取人の変更について、保険法ではどのように整備されているのか、生前の意思表示の「発信」と「到達」はどのように解釈されるべきか、従来の学説・判例お

よび保険実務にどのような影響を与えているかを分析した。

第6章 (遺言による保険金受取人の変更)

遺言による保険金受取人の変更は新設された制度であり、高齢化社会のニーズに応えるという保険法改正の趣旨が反映されているものである。本章では、同制度導入の背景、立法趣旨等を踏まえ、生前の意思表示による変更と比較しながら当該制度の仕組み、理論構成および民法上の遺言規定との関連性を考察し、遺言による保険金受取人の変更の法理を考察した。

第7章 (保険金受取人先死亡の場合の保険金請求権の帰属)

保険金受取人が保険事故の発生前に死亡した場合における保険金請求権の帰属について、改正前商法では直接的な規定はなかったものの、外国立法例にない保険金受取人中心主義が採用された。保険法はそれを一層明確化した。本章では、まず、立法沿革を通じて保険金受取人中心主義が採用された経緯を明らかにしたうえで、問題点の所在、学説の議論、重要な判例・裁判例を整理した。次に、保険法の理論構成を解明するとともに、事例をもって未解決事項に関する解釈を試みた。さらに、日本、欧米、中国において保険金受取人先死亡の場合における保険金請求権の帰属をめぐる保険契約者の一般的意識調査を実施し、その結果およびそれにより得た示唆を述べた。最後に、保険金受取人中心主義を採用した日本の立法上の限界を指摘するとともに、その解決案を提示した。

第8章 (保険金受取人の介入権)

保険金受取人の介入権は新しく導入された制度であり、保険契約当事者以外の第三者との法律関係の規定を整備するという保険法改正の趣旨が反映されているものである。しかし、保険法では介入権制度の基本的な仕組みに関する規律を設けるにとどまるため、条文上少なからぬ不透明な点が存在し、保険実務上も対応に戸惑うところがある。本章では、立法の経緯、制度の理論構成を考察し、ドイツの介入権制度と比較しながら、同制度の特徴および意義を示すとともに、解釈論上どのような学説があるかを分析し、介入権制度の趣旨等を踏まえて保険実務にかかる不透明な点を絞ってその解明を試みた。

第9章 (保険料積立金の払戻し)

本章は、前章の保険金受取人の介入権制度にかかわる内容であり、契約当事者間の衡平性の確保とその適切な利益の調整という保険法の重要な規範目的を具現化したものである。本章では、保険料積立金の定義、責任準備金や解約返戻金との関連性および相違を整理したうえで、保険法上、保険料積立金の算出方法がどうなっているか、どのような場合に払い戻さなければならないか、そしてどのような場合に払い戻す必要はないかを分析した。なお、解約返戻金の立法に至らなかった理由についても考察した。

第10章 (中国保険法における保険金受取人の地位)

第三者のためにする生命保険契約に関わる保険金受取人の指定・変更、保険金受取人不存在における死亡保険金の帰属を中心に、中国保険法の2009年改正で新設された雇用主である保険契約者の保険金受取人の指定制限、同時死亡による死亡保険金の帰属、立法に至らなかった遺言による保険金受取人の変更に関する議論等を重点的に取り上げ、中国の立法、司法および学説の動向を考察した。最後に、保険金受取人に関する中国保険法の解釈論・立法論に日本と根本的な相違を有する特徴を整理したうえで、中国保険法の今後の課題にも言及した。

4 研究の成果

本論文において、第三者のためにする生命保険契約に関連する各規定・制度について、立法沿革、外国立法例、

改正前商法の規律、問題の所在、重要な判例・裁判例の動向、立法論的・解釈論的な議論、保険法制定の経緯などについて考察を行ったうえ、保険法の規定の趣旨を踏まえ、関係する条文を分析し、その理論構成の解明に努めてきた。そのことから得られた本論文の研究成果として、主に以下の点を挙げるができる。

第一に、第三者のためにする生命保険契約について、体系的に研究し、類似の制度である民法上の第三者のためにする契約および第三者のためにする損害保険契約との比較を行うことにより、第三者のためにする生命保険契約の特質を明らかにしたこと。

第二に、国別アンケートにより、保険金受取人先死亡の場合における保険金請求権の帰属に関する保険契約者の一般的意識調査を行い、保険契約者の真意を探求したこと。

第三に、規定ごとに生命保険実務の実態を取り上げ、新しい保険法の理論と実務の両面から分析し、保険法の規定の趣旨に沿った運用の在り方を検討したこと。

第四に、各章の「むすび」において残された課題を提起し、今後の議論の展開、研究の促進のための布石としての役割を果たしたこと。

第五に、中国保険法において、①保険金受取人の地位の低さ、②被保険者中心主義、③原則的、手続的な立法手法という三つの特徴があると結論付けるとともに、それぞれの背景ないし理由を説明した。

5 今後の展望

保険法改正によって、第三者のためにする生命保険契約をめぐる解釈論上、立法論上の疑義のかかなりの部分は、明確な規定により解決され、あるいは解決が図られてきた。改正前商法と比較して法律関係の明確性も高まり、序章で示した保険契約者等の保護の強化、モラル・リスク等の防止の強化および保険契約当事者以外の第三者との法律関係の調整という保険法改正の趣旨は、実に巧妙な立法手法で第三者のためにする生命保険契約の関連規定に貫通されている。また、保険法が理論的にもおおむね整合性が取れ、外国立法例より優れたものとなったことは、日本保険法制の画期的成果であると評価できよう。保険法で、比較的短期間に大きな変革を実現することができたのは、これまで長年にわたり、数多くの判例や学説の積み重ねがあったことによるものと考えられる。

もともと、各章の「むすび」において指摘したとおり、保険法には、依然として約款の規定や解釈論に委ねられている部分が少なからず存在している。また、立法論としても解釈論としても、なお検討すべき課題が多く残されている。もちろん、これらの課題があるからといって、保険法が成し遂げた成果を減殺するものではない。今後の判例の動向、学説の展開に注目したい。

保険法学者の観点からは、保険法に関連して今後生ずるであろう諸問題につき、とりわけ、保険金受取人等の保護、保険契約に関する複数の者の利害関係および差押債権者等の利益との調整、モラル・リスク等の弊害・危険性の防止、契約の相手方である保険者の立場等に配意しつつ、一段ときめ細かな検証と議論が必要と考える。他方、保険実務家の観点からも、今後、生命保険実務においては、立法趣旨を踏まえ、保険制度の健全性と保険契約者等の保護との調和という基本的な視点を確認しつつ、約款の改正、実務運用の工夫による対処のバランスへの配慮が重要と考える。

私自身も、日中両国の保険法における第三者のためにする生命保険契約を含む生命保険契約法の研究をさらに深めていく所存であり、本論文をその過程における一里塚としたいと考える。

以上